

流山市公害防止条例施行規則

(昭和47年規則第21号)

の改正について

公害防止条例とは？

事業活動や人の活動によって生じる

- ・大気の汚染
- ・水質の汚濁
- ・土壌の汚染
- ・騒音
- ・振動
- ・地下水位の著しい低下
- ・地盤の沈下
- ・悪臭
- ・ばい煙

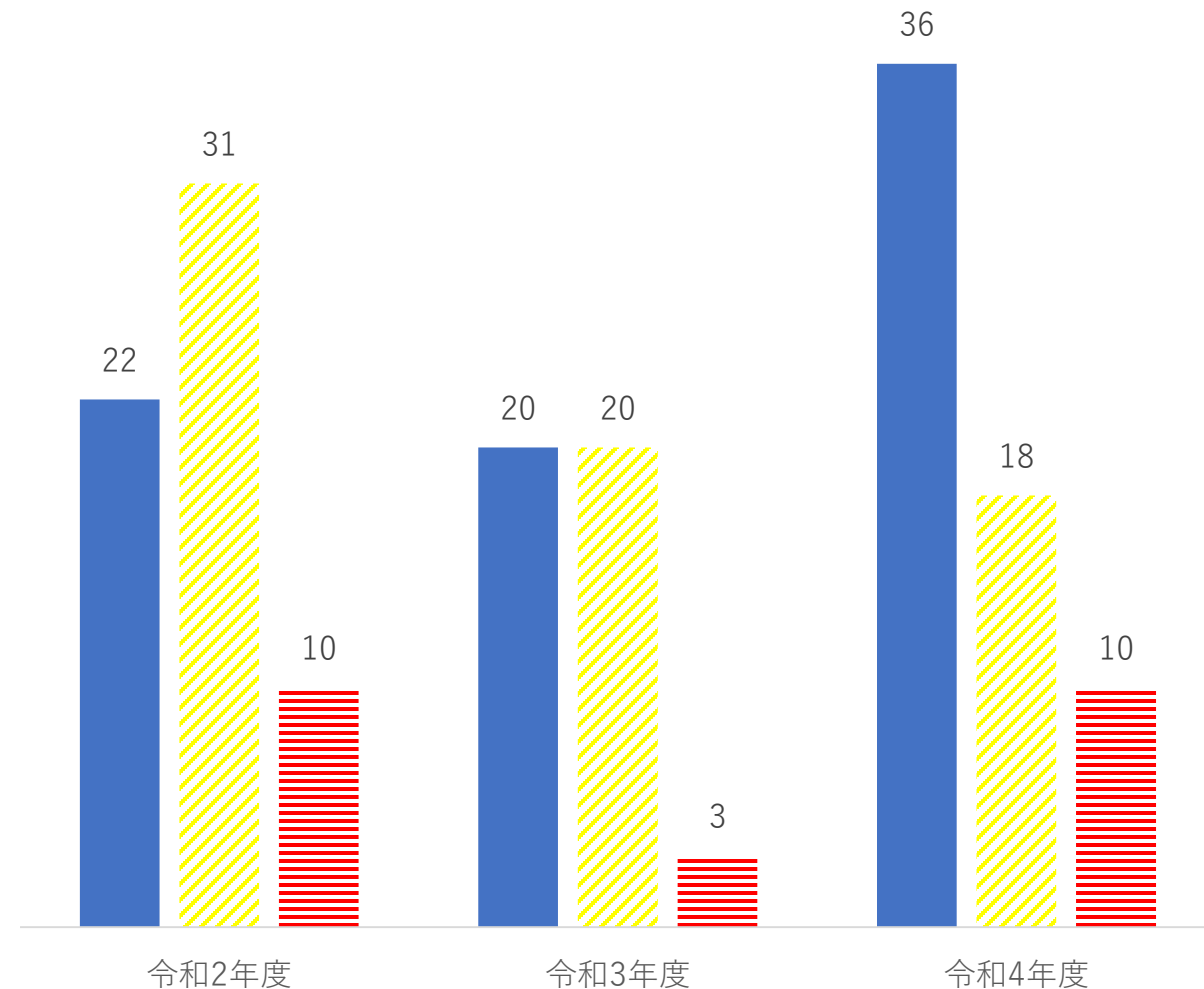
によって、人の健康や生活環境への被害を防止するため、昭和47年に制定。

公害の発生を未然に防止するため、工場や事業場に設置される機械や施設、行為や地域を指定し、各対象ごとに規制基準を定め、届出義務や許可対象を設けている。

市には毎年、公害に係る相談が寄せられ（右図）、そのなかには公害防止条例を適用し、指導等を行っている事案がある。

公害相談件数

■ 騒音、振動 ▨ ばい煙（大気） ▨ 悪臭



規制について

※ばい煙等とは、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下、悪臭のことをいう

特定施設

工場、事業場に設置される機械及び施設のうち、ばい煙等を発生、排出、飛散させる**機械または施設**を規制し、ばい煙等の量や、騒音、振動の値、地下水位の許容限度等を定めている。

特定作業

ばい煙等を発生、排出、飛散させる作業のうち、**業として行われる作業**を規制し、ばい煙等の量や、騒音、振動の値、地下水位の許容限度等を定めている。

特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音または振動を発生させる作業であり、指定された地域内で、特定の機械を使用することで発生する騒音、振動の許容限度となる値を定めている。

拡声器の使用

拡声器の使用について、方法、時間、場所、目的を定め（適用除外あり）、発生する音量（騒音）の許容限度となる値を定めている。

深夜騒音

飲食店営業やガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の**営業に伴い発生する深夜の騒音**が周辺的生活環境を著しく損なっている場合は、営業時間の制限や改善措置を命じることができる。

屋外燃焼行為

何人も、燃焼の際に著しくばい煙、悪臭を発生する恐れのあるものを、屋外において多量に**燃焼**させてはならない。

ただし、ばい煙や悪臭の発生を最小限する方法により燃焼させることはできる。

騒音の規制値について

※特定建設作業は除く

区域 \ 時間	昼間 (午前8時から午後7時)	朝、夕 (午前6時から午前8時) (午後7時から午後10時)	夜間 (午後10時から翌午前6時)
第1種、第2種低層住居専用地域 第1種、第2種中高層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
工業地域 工業専用地域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
その他の地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

振動の規制値について

※特定建設作業は除く

区域 \ 時間	昼間 (午前8時から午後7時)	夜間 (午後7時から翌午前8時)
第1種、第2種低層住居専用地域 第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	60デシベル	55デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	65デシベル	60デシベル
その他の地域	60デシベル	55デシベル

規則改正（案）について

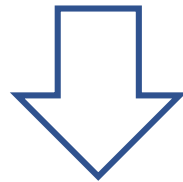
流山市公害防止条例の施行に関し、必要な事項を定めるため昭和47年に施行された流山市公害防止条例施行規則について、関係法令の改正等により、下記のとおり必要な改正を行うものとする。

- 1 幼保連携型認定こども園の追加
- 2 受理書の交付の廃止
- 3 引用法令の条項ずれ修正

幼保連携型認定こども園の追加

騒音、振動に係る作業や機械、施設について、その発生を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を以下の施設の周囲〇〇メートル以内の区域と規定

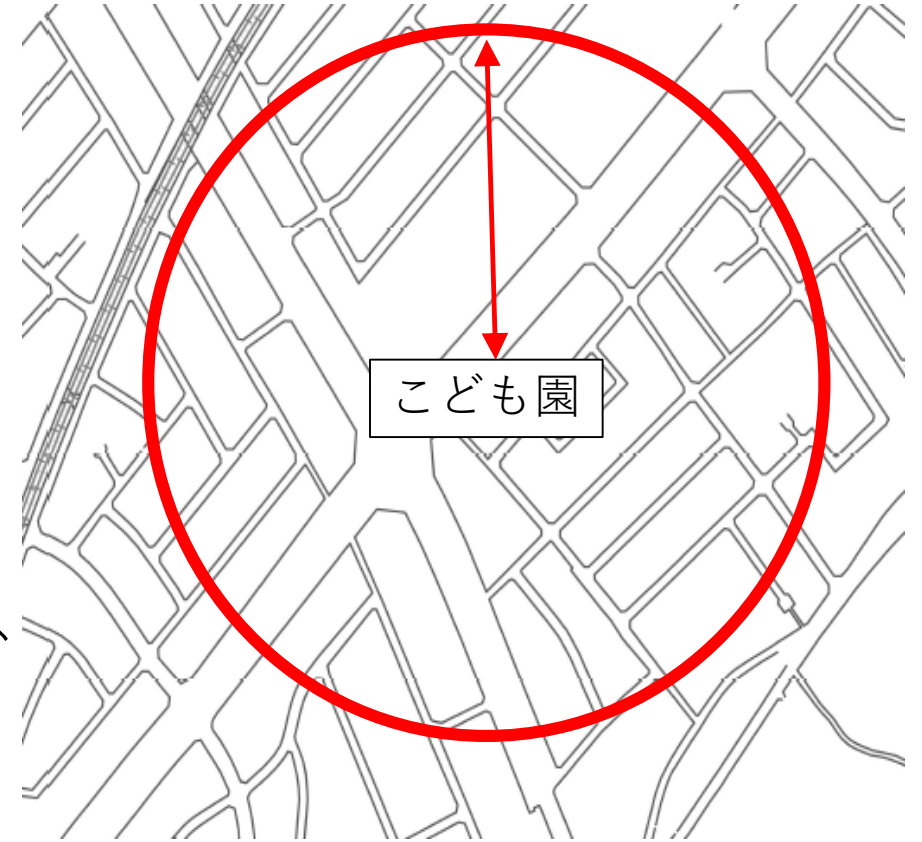
- ・ 学校
- ・ **保育所**
- ・ 病院および入院施設を有する診療所
- ・ 図書館
- ・ 老人福祉施設



保育所と保育所の性質を有する「幼保連携型認定こども園」も、規制の目的に差異がないことから、これを新たに加えるため

・ 保育所等

に改めるもの。

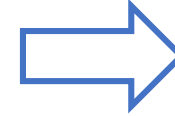
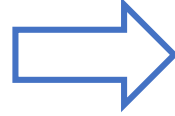


※平成27年に環境大臣の定める範囲内に「幼保連携型認定こども園」が追加された

流山市内保育施設（令和6年度）

※令和6年4月1日現在（予定）

- ・ 公立保育所 5 箇所
- ・ 私立保育所 7 2 箇所
- ・ 幼保連携型認定こども園 9 箇所

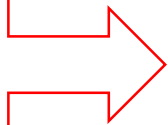


含めて
保育所等とする

規制内容

- 1 市街化調整区域内にある保育所等の敷地の周囲**80メートル以内**の区域で特定建設作業を実施する場合は届出を要する
- 2 保育所等の敷地の周囲**30メートル以内**の区域で商業宣伝を目的とした拡声器の使用方法
- 3 （第1種/第2種低層住居専用地域、第1種/第2種中高層住居専用地域以外にある（騒音の場合））保育所等の敷地の周囲**50メートル以内**の区域で特定施設を設置する場合、一般の規制基準から5デシベル減じた値を規制基準値とする

今回の
追加により

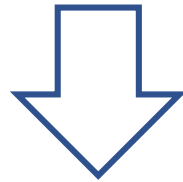


- 1 追加対象施設なし
- 2 9 箇所追加（すべての施設が対象）
- 3 3 箇所追加

※3 本改正による当該区域内（50メートル以内）に、既届出済みの特定施設なし

受理書の交付の削除

特定施設、特定作業の届出を受理したときは、**受理書の交付**を行うものとしている。



令和3年4月1日より、
騒音規制法施行規則および振動規制法施行規則
で当該条文が削除

これに合わせ、**受理書の交付を削除**するもの。

※受付印を押印した副本を管理番号を採番し返却することで、双方共通の認識を持つことができる

引用法令の条項ずれ修正

関係法令の改正等により、用語の意義を定義する引用条項にずれが生じているため、**現行に合わせた引用条項**に修正するもの。